

第8章 計画の推進

第1節 計画の推進体制と進行管理

1 本計画全体のPDCAサイクル体制

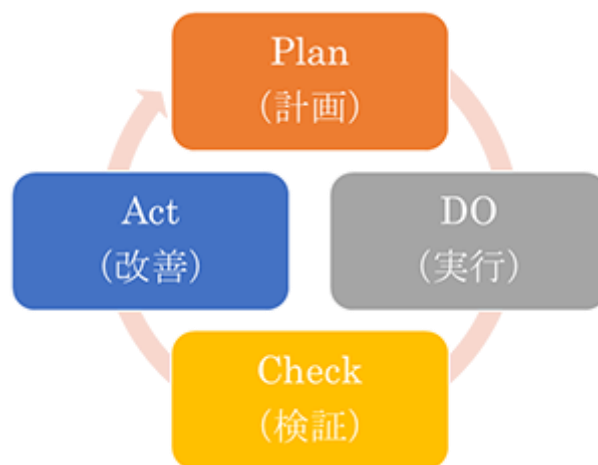
本計画で掲げられた、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するためには、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルを活用して、保険者機能を強化していくことが重要です。

このため、2017(平成29)年度の介護保険法改正により、介護保険事業計画の目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされ、また実績評価については厚生労働大臣に報告することとされました。

さらに、保険者機能強化の一環で、財政的インセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止の取り組みを支援するための交付金制度も導入されることとなっています。

このような状況の中で、本計画の目標が未達成、あるいは取り組みの進捗が遅れていた場合の改善策や目標の見直しなどを行うための、本計画の実効性を担保する計画全体のモニタリング機関として、また、以下に掲げる個別のPDCAサイクルの実施機関として霧島市高齢者施策委員会を引き続き活用することとします。

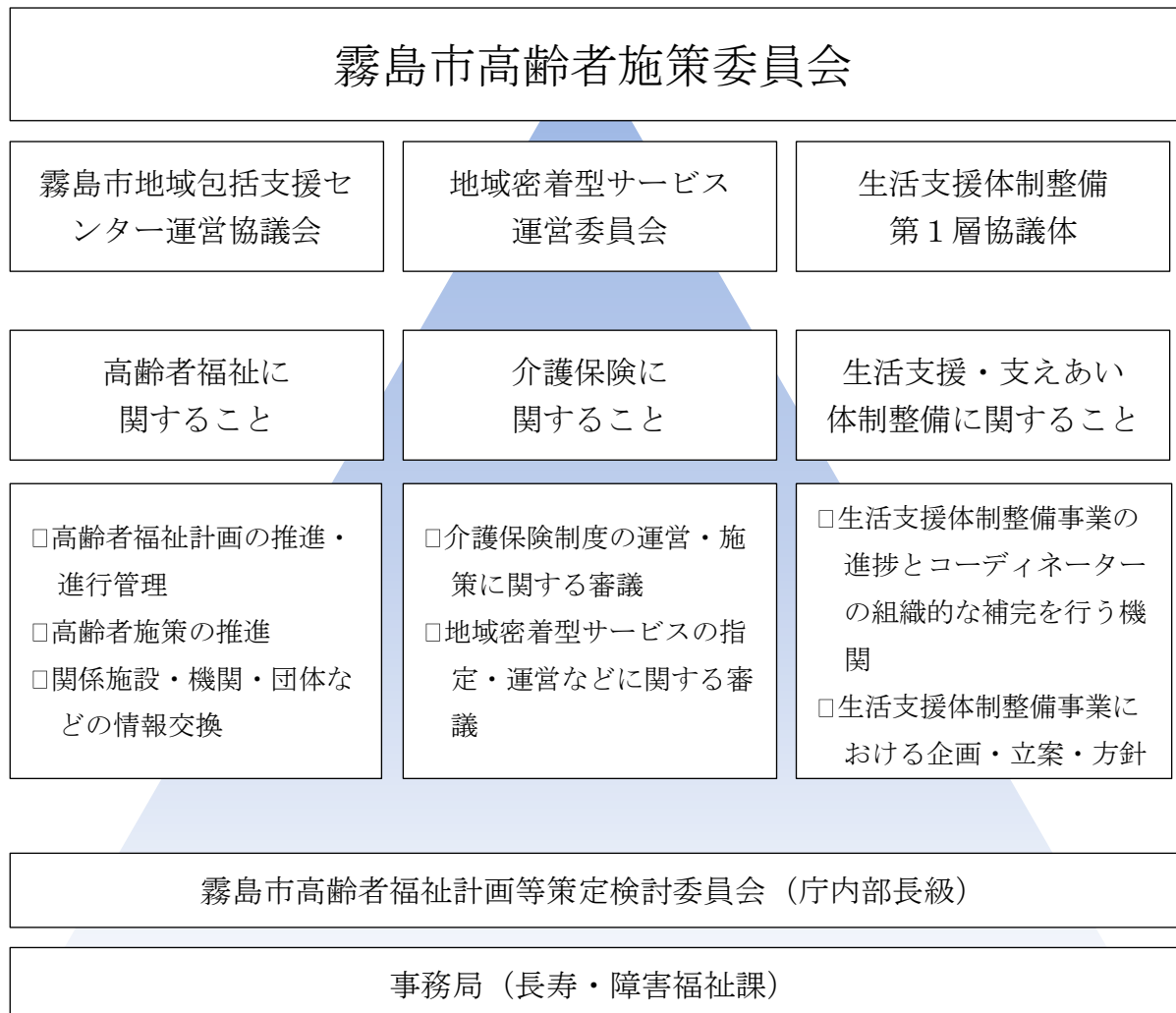
なお、霧島市高齢者施策委員会は、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表、学識経験者などで構成され、本市の高齢者福祉施策、介護保険事業等に関する計画の策定、霧島市地域包括支援センターの運営、地域密着型介護サービス事業所の指定等地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な推進を図るための協議を行う組織となります。



2 地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内体制について

地域包括ケアシステム構築の推進に向けては、高齢者福祉部門のみならず、障害部門、保健医療担当部門はもちろん、住宅担当部門、労働担当部門、地域振興担当部門、農林水産担当部門、教育担当部門、防災担当部門等と連携することができる庁内体制を整備していく必要があります。

そのため、計画策定にあたっての検討機関として、庁内の部長級で構成する霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会の下に、実務担当レベルの地域包括ケアシステム推進チームを設置し、毎年度の計画の進捗確認及び、新たな課題等への対応を行い、庁内一丸となった地域包括ケアシステムの構築を推進します。



3 情報の公表・共有について

(1) 関係者間の情報共有

霧島市地域包括支援センター、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、介護支援専門員や各サービス事業者が、多様なサービスを行い者と連携して適切なサービスの提供につなげることができるよう、インターネットを使った地域資源情報の見える化に取り組み、フォーマルサービスのみならず、インフォーマルサービスについての情報共有を図ります。

(2) 市民への情報提供・公表

本計画の内容や各事業について、対象となり高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

霧島市地域包括支援センターの情報を厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、地域住民等に向けて公表していきます。